１　佐野市立北中学校いじめ防止基本方針

１　北中学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめが「どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、いじめの防止、早期発見、早期解決、および重大事態への対応に向けて、全教職員が一体となって組織的に取り組むための基本方針を定める。 これまでも「いじめのない学校づくり」を目指して取り組んできたところであるが、悪意のない行動や何げない言動であっても、受け止める生徒の立場や状況によってはいじめに該当する場合があるという実態に鑑みる。そのため、本校では、いじめを隠すことなく積極的に認知し早期に対応する「いじめ見逃し０」と、組織的な積極的介入により必ず解決に導く「いじめ解消率１００％」を目指す。いじめは人間の尊厳を傷つける許されない行為であり、生徒の人権を守るため、学校・家庭・地域、そしてスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）をはじめとする専門機関が一体となってその根絶を目指す。

２　いじめの定義

〇本校では、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、いじめを次のように定義する。

〇「いじめ」とは、生徒に対して、学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）により、当該生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

〇なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断にあたっては、表面的・形式的に判断することなく、本方針の冒頭にもある通り、悪意の有無に関わらず、嫌な思いをしている「被害者の立場に立った見方・考え方」を大前提とする。

３　いじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)

〇「いじめ対策委員会（教育推進委員会）」を常設し、「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会（生徒指導部会）」と「いじめ認知時の対応に係る委員会（緊急会議）」を組織する。様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態や「いじめ見逃し０」の観点から認知すべき事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に迅速に対応する。

〇「いじめ対策委員会」を通して、各学年で不適応を起こしている生徒への早期の支援・対応を協議し、生徒指導上の諸問題に対して組織的な早期対応を促進する。その際、スクールカウンセラー（SC）については、常勤ではない勤務形態やスケジュールに配慮しつつ、事案の性質に応じて可能な限り会議等への参画を依頼し、心理・福祉の専門的な視点に基づいた助言や支援体制の構築を図る。会議に直接参加できない場合であっても、個別の情報共有や意見聴取を密に行う。

〇生徒指導上の諸問題および人権教育に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上に努める。

〇学校基本方針の検証、本校のいじめ防止等の取り組みについて、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）のサイクルを確実に回し、不断の見直しと改善を行う。

４　いじめの防止等に関する取り組み

(1)いじめの防止に向けて

〇いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こり得るという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に「いじめを起こさない」「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」という認識の下、いじめに向かわせないための取組を実践する。

〇生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせることを通して「いじめを許さない

心」や「いじめを起こさない力」を育成する。
○悪意のない行動や、時には好意に基づく行動であったとしても、受け手が傷ついたり不快に感じたりする場合はいじめになり得ることを理解させ、相手の立場に立ったコミュニケーションの大切さを指導する。
○いじめに発展する可能性のある日常の小さなトラブルを未然に防ぎ、その場での適切な解決が図れるよう計画的な指導を実践する。
○いじめの背景にはストレスが関わっている場合があることを踏まえ、ストレスに対して適切に対処できる力を育む指導の充実を図る。この一環として、スクールカウンセラー（SC）の勤務日を活用したストレスマネジメント教育や心の健康に関する授業・講話等の実施に努める。
○生徒一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「学びに向かう集団づくり」や「意欲的に取り組む授業づくり」を充実させ、居心地の良い学級・学校づくりを推進する。
○教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう（マイクロアグレッションやアンコンシャス・バイアス等への配慮も含め）、教職員の人権感覚を磨き、指導に細心の注意を払う。
○インターネットやスマートフォン、SNS等の持つ利便性と深刻な危険性（ネットいじめ、個人情報の流出、不適切な書き込み等）を正しく理解させ、情報モラル教育および情報機器の適切な使い方に関する指導を徹底する。

(2)いじめの早期発見に向けて
○いじめは、大人が気付きにくく、隠蔽されやすい形や、悪意のないやり取りの延長線上で行われることが多いということを、教職員一人一人が強く認識する。
○「いじめ見逃し０」の理念に基づき、些細な兆候であっても「いじめではないか」と疑いを持って生徒の小さなサイン（表情、行動の変化、欠席・保健室利用の増加など）に耳を傾け、注視し、見逃さないようにする。
○いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的に対応する。
○日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめや悩みをいつでも相談しやすい体制を整える。また、生徒が専門家に相談しやすいよう、スクールカウンセラー（SC）の勤務日や利用方法について積極的に周知を図る。
○日頃から保護者との信頼関係を深め、家庭での様子についての情報共有に努める。
○生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、広く周知する。
○定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により生徒の人間関係の状況を継続的に把握し、いじめを訴えやすい雰囲気づくりと実態把握に努める。
○教職員一人一人がいじめに対する感度を高めるための校内研修を実施する。

(3)いじめの早期解決(対処)に向けて
○「いじめ解消率１００％」を目指し、いじめを発見又は通報を受けた場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を中心に対応する。
○事実の確認を行う際、被害・加害生徒、関係生徒、保護者から丁寧な聞き取りを行う等、客観的かつ正確な事実の把握に努める。
○いじめが確認された場合は、直ちにいじめ行為をやめさせ、いじめを受けている生徒を徹底的に守り、安全を確保する。
○いじめを受けている生徒や保護者の立場に立って、解決に向けた寄り添った対応や心のケアを最優先に行う。必要に応じて、スクールカウンセラー（SC）の勤務日や相談体制に合わせながら専門的な

カウンセリングを速やかに導入し、心理的なケアを充実させる（SC不在時における緊急的な心理的サポートについても校内で共通理解を図る）。

〇いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的に見守り・対応する。

〇いじめを行っている生徒に対しては、悪意の有無に関わらず相手に与えた影響や背景にある要因を十分に理解した上で、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめをすることのないよう、教育的配慮のもとで毅然とした指導を行う。その際、SCやSSWの勤務スケジュールを勘案しつつ、専門的知見に基づく助言を個別に求めるなどして、行動の背景にある心理的要因や家庭的・環境的要因にアプローチした指導・支援を行う。

〇双方の保護者に対して、学校組織として真摯に説明責任を果たしつつ、学校と保護者が連携していじめの解決に向け取り組めるようにする。

〇いじめを見ていた生徒（観衆や傍観者）に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず止めようとする態度や公正な態度を育成する。

〇いじめが解消するまで、被害を受けた生徒の安心・安全を守るとともに、継続的な支援を行う。「解消」の判断にあたっては、いじめが止んでいることだけでなく、被害生徒の心身の苦痛が軽減されていることを確認の上、慎重に行う。

〇表面上解決したと思われる場合も、被害・加害側の生徒及びその保護者の双方を継続的に指導・支援・助言し、良好な人間関係の構築と再発防止に努める（少なくとも３か月間以上の継続確認）。

(4)家庭や地域関係機関等との連携に向けて

〇学校だよりや保護者会等を活用し、いじめの未然防止に関する取組や方針を保護者に周知し、家庭における教育力の向上や啓発を行う。その中で、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の役割や相談日、利用方法についても保護者に広く周知する。

〇いじめの疑いがある場合には、速やかな情報提供と協力を得られるよう、日頃から保護者とのパイプを太くする。

〇スマートフォンやSNS等の利用については、フィルタリングの活用や家庭での利用ルールの必要性を含め、保護者と連携して指導・啓発を行う。

〇インターネット上の不適切な書き込みや誹謗中傷等については、被害の拡大を防ぐための削除要請等の対応を行うとともに、必要に応じて警察等の関係機関の協力や援助を求める。

〇いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合や、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、ちゅうちょなく警察に相談・通報し、連携して迅速に対応する。

〇いじめの背景にある生徒個人の課題や複雑な家庭環境・経済的課題等に対しては、スクールソーシャルワーカー（SSW）の勤務状況や関係機関との連絡調整のタイミングを考慮しつつ、福祉事務所、児童相談所、医療機関等の関係機関と密接に連携を図り、総合的な支援を提供する。

5　いじめ重大事態への対応

いじめにより、本校の生徒に以下のような重大な事態が生じた疑いがあると認める場合は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づく「重大事態」として、速やかに佐野市教育委員会に報告し、組織的な調査・対応を行う。

また、国が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」およびチェックリストを日頃から活用し、重大事態の未然防止および早期認知に努める。

(1)重大事態の定義(指標)

1.**【第1号事態】** いじめにより生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認め

るとき。
〇生徒が自殺を企図した場合
〇身体に重大な傷害を負った場合
〇金品等に重大な被害（精神的苦痛を伴う多額の金銭要求等）が生じた場合など

2.【第2号事態】いじめにより生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
〇「相当の期間」とは、年間30日（不登校の定義）を一つの目安とするが、連続して欠席している場合など、生徒や保護者からいじめにより不登校になっている旨の申し立てがあった場合は、日数の定義にかかわらず、速やかに重大事態の発生を視野に入れて対応する。

(2)事態発生時の対応手順

1.発生の認知・判断
〇校長は、上記（1）の事態が発生した、または生徒・保護者から重大事態である旨の申し立てがあった場合は、安易に自己判断で否定することなく、速やかに「いじめ重大事態」として判断する。

2.設置者への速報
〇重大事態と判断した場合は、速やかに佐野市教育委員会へ事態の発生を報告・連絡する。

3.調査組織の設置と事実関係の解明
〇佐野市教育委員会と協議の上、本校の「いじめ対策委員会」をベースとした調査組織（または必要に応じて外部有識者を交えた組織）を立ち上げ、事実関係を明確にするための調査を速やかに開始する。

4.被害生徒・保護者への配慮と情報提供
〇いじめを受けた生徒およびその保護者に対し、調査の進捗状況や明らかになった事実関係について、適切かつ丁寧な情報提供を行う。
〇被害生徒の安全確保と、精神的・身体的なケアを最優先に行う。その際、校内のスクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）についても、勤務日やスケジュールを踏まえつつ可能な限りサポート体制に組み込み、被害生徒および保護者の心理的・福祉的支援に寄り添う。
〇プライバシーに十分配慮する。

5.報告書の作成と再発防止策の策定
〇調査結果を取りまとめ、佐野市教育委員会に報告するとともに、二度と同様の事態を発生させないための具体的な再発防止策を策定し、学校全体で共有・実践する。